引込線及び引込口配線の取扱い

引込線及び引込口配線の取扱いについては以下のとおり。 なお、引込は、原則として架空引込線によって行う。

1. 架空引込線

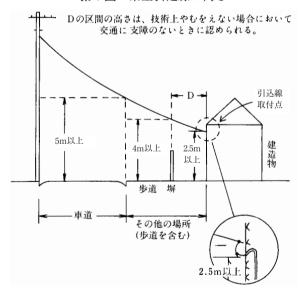
(1) 引込線取付点

- a. 東京電力の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行う場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物 又は補助支持物の引込線取付点までは東京電力が施設する。この場合に は、引込線取付点は、東京電力の電線路の最も適当な支持物から原則と して最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと東京電 力との協議によって定める。
 - 〔注1〕補助支持物とは、引込小柱(引込線及び引込口配線を支持する小柱)及びその付属材料(支線、支持がいしなど)並びに支持金物又はこれにかわるものをいう。
 - 〔注2〕引込線取付点のがいしは引込線に含むが、1軒のお客さまで専用に使用する 柱の腕金及び特殊な建造物などに取付ける腕金又はがいし取付枠組などは引込線 に含まず、したがってお客さまの負担で施設する。
- b. 引込線を取付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設する。特に、人家の散在している所で架空部分の径間が長くて構内に専用の支持物を必要とするとき又は美観その他の理由でお客さまの希望により構内に専用の支持物を設置するときは、お客さまの負担でこれを施設する。この場合、引込線取付点は、この支持物の電線取付点とする。なお、構内に数本の専用柱を建てた場合は、最も電源に近い支持物の電線取付点を引込線取付点とする。
- c. 東京電力は、家屋密集場所において電気の供給を受けるお客さまについて、連接引込みで供給することがある。この場合も、各お客さまの引込線取付点のがいしまでは東京電力の供給設備とする。

- d. 補助支持物の取替えをお客さまが希望する場合には、お客さまの負担で東京電力がこれを取替え、お客さまの所有とすることができる。この場合の取扱いは次による。
 - i. 東京電力が施設する小柱は, 6.9mのコンクリート小柱, 鋼管小柱 又は複合鋼管小柱とする。
 - ii. 小柱などの取替えについてお客さまより申し受ける実費は、実際 に要した材料費、工費及び諸掛りの合計額とする。

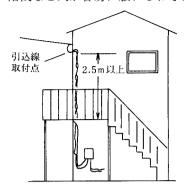
なお, 特殊な材料又は工費を要する場合は, お客さまの負担で取替 えお客さまの所有とする。

- e. 道路横断以外の引込線取付高さは、技術上やむを得ず交通に支障がない場合には最小2.5mでよいが、道路が狭あいで家屋密集地区などについては最小3.0mとすることが望ましい。
 - 〔注〕詳細は電気設備の技術基準の解釈における引込線地表上の高さの制約による。

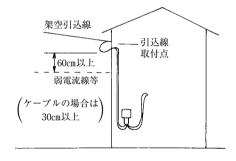


第1図 架空引込線の高さ

第2図 ベランダ、階段など人が容易に触れるおそれのある場合 (例1)



第3図 弱電流電線との離隔距離 (例2)



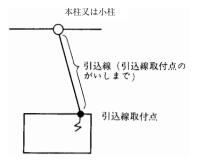
(2) 引込口配線

- a. 引込口配線の費用の負担,施設,維持管理ともお客さまにおいて行う。
 - 〔注1〕ここでいう引込口配線とは、引込線取付点から引込開閉器に至る配線をいう。
 - 〔注2〕引込口配線には、補助支持物(専用の支持物では、支持物以下)を含む。
 - 〔注3〕東京電力がお客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへ連接引込線 を施設している場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理 (材料費の負担含む) は東京電力が実施する。
- b. お客さまの財産である支持物及び引込口配線には、これを明確にする ため引込線取付点における引込線(接地側電線)との接続点に、東京電 力で標識(引込分界チューブ)などを取付ける。

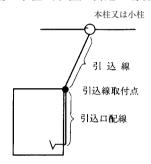
(3) 引込口配線の区分例

本例には、電力量計などに至る配線は特に明記しないものの他は、省略 してある。

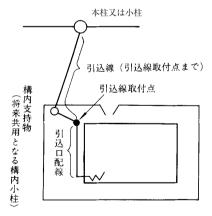
第4図 本柱(小柱)引込の場合(例1)



第5図 本柱(小柱)引込の場合(例2)

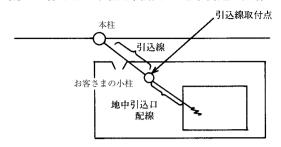


第6図 将来共用とする構内小柱の場合



●人家が散在している所で小柱が専用(将来も共有となる見込がないもの) の場合は、小柱より負荷側が引込口配線となる。

第7図 お客さまの小柱を使用した地中引込口配線の場合



- ●小柱より負荷側が引込口配線となる。
- ●引込線取付点としてのお客さまの小柱は、コンクリート小柱又は鋼管小柱を施設することが望ましい。

B 引込口配線
引込線取付点
A

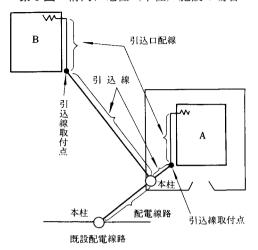
第8図 構内小柱共用の場合

●柱よりAのお客さま・Bのお客さまの引込線取付点までを引込線とし、 引込線取付点より負荷側は引込口配線となる。

本柱又は小柱

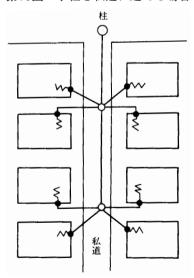
引込線取付点

第9図 構内に電柱(本柱)施設の場合



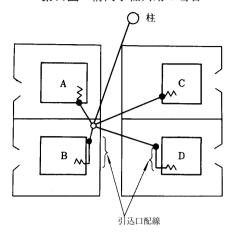
●構内電柱(本柱)及びAのお客さま・Bのお客さまの引込線取付点まで 東京電力で施設し、引込線取付点より負荷側は引込口配線としお客さま の施設となる。

第10図 小柱を私道に建てる場合



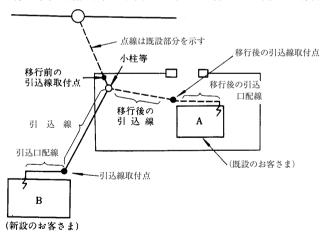
●私道などに東京電力が小柱を立てる場合は、柱より各家屋の引込線取付 点までは全部引込線である。

第11図 構内小柱共用の場合



●小柱は構内にあるが共用であるから柱より各家屋の引込線取付点までが 全部引込線である。

第12図 既設小柱を共用して他のお客さまへ引込む場合

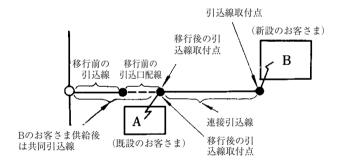


- (4) Aのお客さま施設の小柱等を共用してBのお客さまに引込む場合は、Aのお客さまの承認を受けるものとし、共用後の小柱等の維持管理(材料費を含む。)は、東京電力で行う。なお、Bのお客さまに引込むためにAのお客さまの小柱等を取替える場合は、東京電力で施工する。
- (ロ) Bのお客さまの引込工事後、小柱等からAのお客さまの屋側引込線取付点までの引込口配線は引込線となるので、所有者の承認を受けるものとし、以後の維持管理は、東京電力で行う。

なお,この引込線を需要の増加又は改修などにより取替える場合は、東京電力で施工する。

(ハ) お客さま所有の引込線又は小柱を改修又は取替えた場合に生じた 撤去材料は、所有者に返却する。

第13図 既設の引込口配線を共用してお客さまへ引込む場合

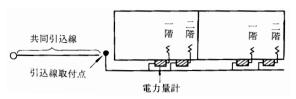


(4) Aのお客さま施設の引込口配線を共用してBのお客さまへ引込む 場合は、Aのお客さまの承認を受けるものとし、共用とする旧引込 口配線の維持管理(材料費を含む。)は東京電力で行う。

なお,旧引込口配線を需要の増加又は改修等により取替える場合 は東京電力で施工し、引込線取付点は共用引込口配線の終端(新設 引込線との接続点付近)に移行する。

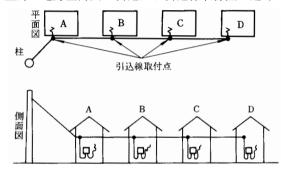
(ロ) お客さま所有の共用引込口配線を改修又は取替えた場合に生じた 撤去材料は、Aのお客さまに返却する。

第14図 各戸契約アパートの場合



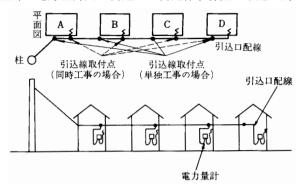
●引込線取付点から電力量計を経て引込開閉器に至るまでは、引込口配線である。

第15図 屋外の電力量計又は引込口が引込線取付点の近くにある場合



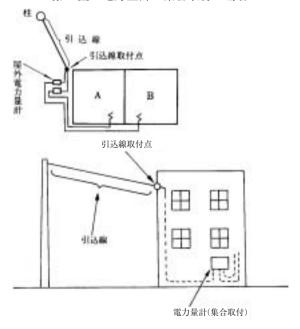
●単独工事の場合でも同時工事の場合でも各戸の引込線取付点のがいしまでを引込線とし、これより負荷側(屋外の電力量計への引下げ引上げ)は引込口配線である。

第16図 屋外の電力量計又は引込口が引込線取付点より遠い所にある場合



●同時工事の場合は、柱より最終端家屋Dの引込線取付点までは引込線として東京電力で施設し、これより屋外の電力量計に引下げて引込口に引上げる配線は引込口配線となりお客さまの施設となる。単独工事の場合は、各戸の引込線取付点までが引込線である。

第17図 電力量計の集合取付の場合



●引込線取付点より負荷側は引込口配線である。

2. 地中引込線

東京電力の計画する地中供給区域の場合,又はお客さまの希望により,地 中引込線とする場合は、次による。

(1) 東京電力の計画する地中供給区域の場合

- a. 対象範囲
 - (a) 架空引込線で施設することが不適当な場合。たとえば、次のような場合をいう。
 - i. 法令により架空引込線が施設できない場合
 - ii. 技術上又は経済上著しく困難である場合
 - iii. 地域的な事情により著しく困難である場合
 - [注] 現に地中系統構成を進めている地域などの場合をいう。

b. 施設区分

東京電力の配電線路の最も適当な支持物又は分岐点から、お客さまの 受電場所の開閉器、断路器又は接続装置の電源側端子のうち最も電源側 に近い接続点までは、東京電力の供給設備とする。ただし、次の場合を 除く。

(a) お客さま構内に地中引込線を施設するために、付帯設備を必要とする場合。

この場合の付帯設備とは次のものをいい,原則としてお客さまの負担でお客さまが施設する。

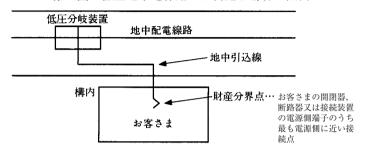
- i. 鉄管,暗きょ等お客さまの土地又は建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物 (π 引込の場合のケーブルの引込み及び引出しのために施設されるものを含む)
- ii. お客さまの土地又は建物に施設される基礎ブロック及びハンドホール
- iii. その他 i. 又は ii. に準ずる設備
- (b) お客さま構内の受電場所までの供給設備について特に多額の費用を 必要とする場合又は特別な工事を必要とする場合。

特に多額の費用を必要とする場合又は特別な工事を必要とする場合 とは次のものをいい、この場合、需要場所内の地中引込線は、お客さ まの所有とし、お客さまの負担でお客さまが施設する。

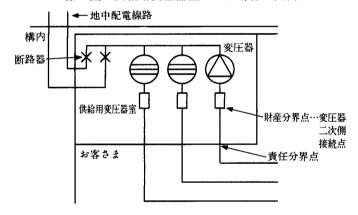
i. お客さま構内における地中引込線こう長が50m程度以上の場合

- ii. 受電室が建物の4階以上にある場合
- iii. その他地中引込線の施設に特殊な工法,材料等を必要とする場合 (作業に特別の足場を必要とするためケーブルの施設が困難な場合等)
- (c) 財産分界点図例

第1図 低圧地中電線路から引込む場合の図例



第2図 供給用変圧器室による場合の図例



(2) お客さまの希望による場合

a. 対象範囲

架空引込線を施設することができる場合で、お客さまの希望によって 特に地中引込線とする場合

b. 施設区分

施設区分は(1)に準じる。ただし、施設に伴うお客さまの負担については電気供給約款による。